三朝町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 三朝町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日: 令和 3 年 10 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

<u>1. 事業概要</u>

(1) 事業の現況

① 給 水 (令和3年3月31日現在)

供用開始年月日	昭和33年3月6日	計	画	給	水	人	П	4,559	人
法 適(全 部・財 務)	非適	現在給水		水	人		1,844	人	
・非適の区分	非 题	有	収	水	量	密	度	0.008	千㎡∕ha

② 施 設 (令和3年3月31日現在)

水			源	□ 表流水 , □ ダム	ム , □ 伏流水 , □	1 (複数選択可) 湧水、深井戸	(複数選択可) 湧水、深井戸、浅井戸					
施	彭	ı	数	浄水場設置数	36(次亜塩素)	管	.收		征	長	77.6	I.m
旭	ĒŽ	Z.	奴	配水池設置数	36	B	管 路 延				77.0	+m
施	設	能	カ	922	ml/日	施	設	利	用	率	48.19	%

3 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	口径別に基本料金(基本水量)と超過 (三朝町簡易水道等給水条例 第25名	料金を設定している。 その規定による)
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和2年4月1日	

<料金表>

(税抜)

メータ口径	基本料金	(1か月)	超過料金
ノー メロ 住	料金	基本水量	(1㎡につき)
13mm	700円	10 m³	120円/㎡
20mm	2,000円	20 m³	
25mm	3,200円	25 m³	
30mm	4,400円	30 m³	135円/mឺ
40mm	6,200円	40 m³	
50mm	10,100円	50 m³	

4 組織

三朝町簡易水道事業に従事する専任職員はおらず、上下水道係職員(6名)で水道事業、下水道事業、集落排水処理事業、温泉配湯事業 も兼務しており、今後もこの体制を維持していくこととしています。(令和3年4月1日現在)

<組織体制>



<職員数·年齢構成>

	課長	課長補佐	係長	主査	主任	主事	専門員	合計
職員数	1人	1人	1人	1人	人	1人	1人	6人

※水道事業会計の支弁職員は5名。

	~30歳	31~40歳	41~50歳	51~60歳	61歳~	合計
職員数	1人	1人	1人	2人	1人	6人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

- ・平成30年度に鳥取県及び県内市町村等で構成する「水道広域化・共同化流域別検討会」に参加し、ハード・ソフトの両面から検討を進めて います。

- ・平成30年度より本格的な滞納整理に着手し、分納誓約の履行や給水停止措置などを行い滞納金の解消を進めています。 ・令和2年度に13年ぶりとなる料金改定(口径別基本料金)を実施し、今後も段階的な改定を検討していきます。 ・経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に向け、地方公営企業法適用会計に移行し、令和5年度から水道事業との会計統合を予定し ています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

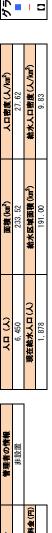
令和2年度に策定した、令和元年度決算の「経営比較分析表」を添付しています。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わ せた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確にかつ簡明に把握することが可能となります。

経営比較分析表(令和元年度決算)

管理者の情報 非設置 1か月20m³当たり家庭料金(円) 類似団体区分 1,980 簡易水道事業 **普及率(%)** 29.68 事業名 **自己資本構成比率(%)** 該当数値なし 業種名 水道事業 資金不足比率(%) 業務名

鳥取県 三朝町

人口密度(人/km²)	27.62	給水人口密度(人/km²)	9.83
面積 (km²)	233. 52	給水区域面積 (km²)	191. 00
(삼) 어	6, 450	現在給水人口(人)	1, 878



数安国 存 中 均 值 (中 均 值) 当数回体值(当数值) [] 令和元年度全国平均 グラフ凡例

1. 経営の健全性・効率性について

人口減少や節水対策の普及による有収水量(使用 水量)の減少が減ぐ一方、通水改修なだり維持補修 費は増加傾向にあり、①収益的収支化子の海栓の 収率の減に繋がっている。 すんの総大振口線配口の本大手や「アローている が、切料の回収率を見るを終水順価が供給値上 なお、起債を財源して施収費を不下る。 なが、将来の心域の場合と で、将来の心域を関係を大きて下のっている が、将来の心臓が発が続いている。 (企企業残高対緒大収益比率も上昇傾向となっている が、将来の心臓を関係を力をない。 (企企業残高対緒大収益比率も上昇傾向となっている う、特殊の心臓療理が事業経回り重比ならないよう、 もの悪がある。 また事業を配けに一般金計から基準外線入金も受 けているため、経金質の直しなと質用面の削減や確 以を心をがある。 また事業を確には一般金計から基準が続入金も受 けているため、接受回慮しなと質用面の削減や確 以後化を進める一方で、長ら、据え置中であった料 を検索について令和2年度から改定することとして

R01 584. 03

1, 183, 92

参朽化の状況にしいた

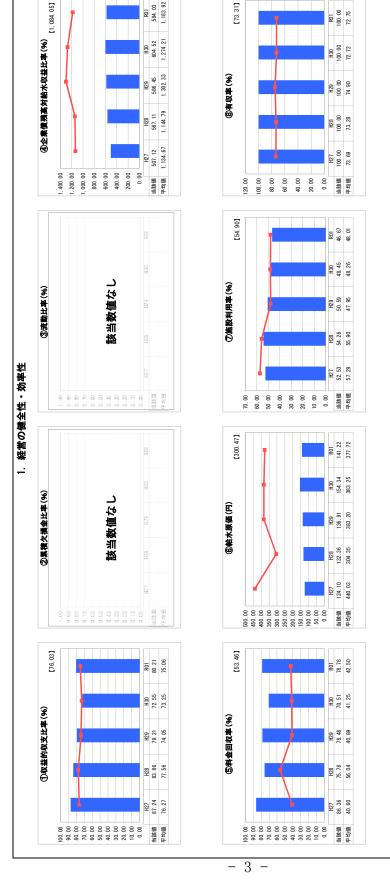
[73.31]

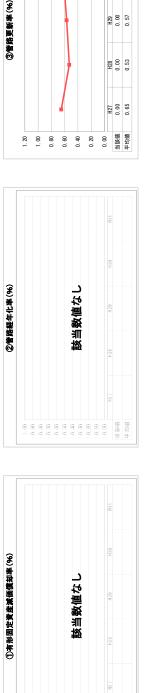
年次的な更新整備を実施しており、近年では各配 水池への水位通報装置の設置を集中的に取り組むほ か、老朽管等の更新整備を実施している。

全体総括

経営環境が厳しさを増す中で、長期的かつ安定し た経営基盤を確立することが必要となっている。

①人口が減少傾向にある中、安定した料金収入を確存するため、徴収率の向上に加え年次的な料金改定を検討する。②外部委託による維持管理費の抑制など、経費の削減についても検討を行う。③安定したよな供給を図るため、老朽施設の更新整備を進める。





班 好

2. 老朽化の状況

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を基にした人口ビジョンの数値から推計した数値を計上しています。

品が、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日

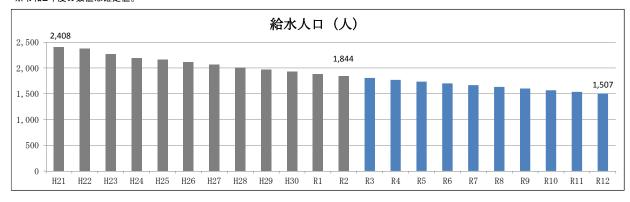
(これまでの推移)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給水人口(人)	2,408	2,372	2,275	2,187	2,157	2,113	2,064	2,007	1,966	1,927	1,878

(今後の予測)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総合戦略(人口ビジョン)	6,136					5,808					5,530
三朝町人口	6,136	6,068	6,001	5,936	5,871	5,808	5,750	5,694	5,638	5,583	5,530
給水人口(人)	1,844	1,807	1,771	1,736	1,701	1,667	1,634	1,601	1,569	1,538	1,507

※令和2年度の数値は確定値。



(2) 水需要の予測

年間総有収水量の推計

給水対象は、ほぼ一般家庭のみで大型事業所など有収水量の増減に大きな影響を与える施設はありません。 また、過去10年の一人当たり年間使用水量は87㎡前後でほぼ横ばいとなっています。

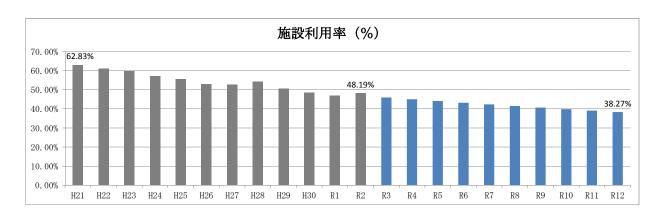
このため、直近3年間の平均値85㎡/年に上記の予測給水人口を乗じて推計しています。

給水人口の減少から、年間総有収水量は令和4年度から令和12年度の8年間で22,560㎡減(14.91%減)、施設利用率(1日平均配水量÷ 1日配水能力)は38.27%になると予測されます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
年間総有収水量(m³)	162,185	154,417	151,341	148,350	145,359	142,453	139,633	136,813	134,079	131,430	128,781
施設利用率(%)	48.19%	45.89%	44.97%	44.08%	43.19%	42.33%	41.49%	40.65%	39.84%	39.05%	38.27%

※令和2年度(確定値)、令和3年度(推計値)は給水人口の減少はあったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛の影響から、令和元年度に 比べ年間総有収水量、料金収入とも増(見込)となっています。 このため、上記予測の比較期間から除外して算出しています。





(3) 料金収入の見通し

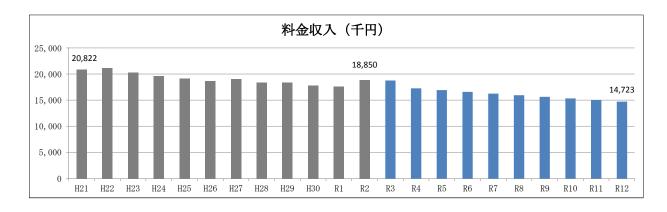
料金収入の推計

過去10年間の供給単価(給水収益÷年間総有収水量)は106円/㎡前後でほぼ横ばいとなっていますが、滞納整理が本格化した令和元年度以降は有収水量の減少率に比べ給水収益の減少率が緩やかになったため近年は供給単価が増加傾向にあります。 料金収入の推計では、直近3年間の平均値112円/㎡に上記の年間総有収水量を乗じて現年分を推計し、過年度分(滞納徴収分)として令

和2年度決算額を加算して総額を推計しています。 他の見通し結果と同じく、給水人口の減少が影響し令和4年度から令和12年度の8年間で2,527千円減(14.65%減)と予測されます。 また、令和2年度から本格的な料金改定に着手し、1期3年で全5期(15年)に渡る段階的な改定を行うこととしており、第2期目以降の改定 内容について今後検討を進めていきます。なお本推計では、改定内容が未定であることから現行の料金体系で推計を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
料金収入(千円)	18,850	18,768	17,250	16,915	16,580	16,255	15,939	15,623	15,317	15,020	14,723

※令和2年度(確定値)、令和3年度(予算額)は給水人口の減少はあったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛の影響から、令和元年度に 比べ料金収入、年間総有収水量とも増(見込)となっています。 このため、上記予測の比較期間から除外して算出しています。



(4)組織の見通し

「1. 事業概要」のとおり、簡易水道事業に従事する専任職員はおらず、上下水道係職員(6名)で水道事業、下水道事業、集落排水処理事業、温泉配湯事業も兼務しており、今後もこの体制を維持していくこととしています。 また、施設の整備や適切な維持管理を安定的に継続するためには、職員の技術向上やノウハウの継承など職員育成が必要不可欠となって

います

また施設異常などの緊急時には機器等の専門的な知識が必要となる場面もあるため、緊急対応業務の外部委託を検討するなど少人数で業 務を継続する体制整備についても検討を進めていきます。

3. 経営の基本方針

簡易水道事業では平成9年度に町の集中管理方式を導入し、各集落で管理・運営していた施設を町で引継ぎ経営を行ってきました。 事業を取り巻く環境は上記の予測にもあるとおり、給水人口や料金収入の減少から今後の経営は厳しくなっていくと予想されます。 しかしながら、水道水は生活に必要不可欠なものであり、安心・安全な水道水を安定的に供給するために適切な管理・運営の継続が求めら れています。

このため下記の基本方針のもと、健全な簡易水道事業運営に努めます。

■「安心・安全」な水道水の提供

原水の水質保全や適切な浄水処理など徹底した水質確保に取り組み、「安心・安全」な水道水の提供に努めます。

■安定] た給水基盤の確保

適切な維持管理や計画的な施設改修により、安定した給水基盤の確保に努めます。また基盤強化対策として、管路更新時には耐震管の 導入も検討するなど、災害に強い基盤構築を進めていきます。

■経営基盤の強化

給水人口や料金収入の減少から、今後の事業経営は厳しさを増すことが予想されています。しかしながら水道水は生活に欠かせないもの であり、事業も継続していく必要があります。

経営基盤の強化に向けて、業務効率の向上や事務の見直しによる経費削減に努めるとともに、段階的な料金改定を検討していきます。

■地方公営企業法の適用(会計統合)

経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に向け、地方公営企業法適用会計に移行し、令和5年度から水道事業との会計統合を予定し ています

なおこの経営戦略では非適用の状態で経営した想定で策定しており、適用後に改めて経営戦略を策定することとしています。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1)投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり
- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標 水道水の安定供給に向け、計画的な施設更新を進めます。

施設全体で老朽化が進んでいるため、計画的な施設更新を進めることとしています。また実施規模も年額1~2千万円程度とし、投資の平準 化を図っていきます。

このうち管路更新では耐震管の導入による安全・防災対策の拡充や、機械設備では給水人口、有収水量等を考慮したダウンサイジング、ス ペックダウンなども併せて検討していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標

第2期以降の料金改定に向けた検討を進めます。 施設更新に係る財源には、交付税算入で有利となる過疎対策事業債や辺地対策事業債を活用します。 会計運営に必要となる一般会計繰入金の継続と経営改善を併せて取り組んでいきます。

■料金改定について

令和2年度から1期間3年、全5期(15年)に渡る段階的な料金改定を進めています。今後は第2期目となる令和5年度に向けて、対象料金 (基本・超過料金)や改定額などの検討を行います。

なお経営戦略の策定にあたり、改定内容が未定であることから上記「2. 将来の事業環境」の予測をもとに現行の料金体系で推計を行ってい ます。

■地方債の活用

施設更新の財源には水道事業債に加え、過疎対策事業債や辺地対策事業債を有効活用し、後年度の財政負担の軽減にも努めていきま

また償還条件では、後年度の経営状況や元金償還額も考慮しながら償還期間を短期に設定し、償還利子の低減にも繋げていきます。

■一般会計繰入金の継続

料金収入での運営が困難なことから、地方債の償還元金相当額を基準に一般会計からの繰入を受けています。簡易水道は日常生活に欠 かせない事業であるため、一般会計からの繰入は継続するものの滞納整理の強化やコスト削減など、経営改善も併せて取り組んでいく必要が あります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■修繕費·管理費

これまでの決算状況から、年間2千1百万円を見込んでいます。管理費は固定経費が多く大幅な削減は困難ですが、適切な維持修繕を行 うなど長寿命化による将来コストの削減に取り組んでいく必要があります。

■職員給与費

緊急修繕や断水復旧に対応する必要があるため、職員給与費には時間外勤務手当を措置しています。

■地方債償還金・支払利息

既往債の償還金額に新発債の金額を加算して計上しています。なお償還条件は現行どおり10年償還(うち据置1年)で推計しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広	域	化	鳥取県と県内市町村で構成する「水道広域化・共同化流域別検討会」で検討していますが、広大な 面積に施設が点在する本町では他市町はもとより、各施設同士の接続も困難な状況です。
	・ノウハウ等の 等 の 導 入		特記事項はありません。
(施設・設	ネ ジ メ ン ト の 備 の 長 寿 命 資 の 平 準		年額1千~2千万円の投資計画を見込むほか、適正な維持管理を行い施設の長寿命化による将来 コストの削減にも取り組んでいきます。
	備 の 廃 止・約 サ イ ジ ン		施設更新に当たっては、給水人口や有収水量を考慮しダウンサイジングも検討します。 なお広大な面積に施設が点在するため、施設統合は困難な状況です。
	と 備 の 合 理 ッ ク ダ ウ ご		施設更新に当たっては、給水人口や有収水量を考慮しスペックダウンも検討します。
その	他 の 取	組	特記事項はありません。

② 財源についての検討状況等

料	;		第2期料金改定となる令和5年度に向けて、対象料金(基本・超過料金)や改定額などの検討を行います。改定は水道事業と同時期を予定しており、検討に当たっては町内の経済状況や事業所への影響も考慮する必要があります。
企	業		事業費負担(企業債償還金)の平準化と後年度の財政負担軽減を図るため、水道事業債に加え過 疎対策事業債や辺地対策事業債を活用することとしています。また償還条件では、後年度の経営状 況や元金償還額も考慮しながら償還期間を短期に設定し、償還利子の低減にも繋げていきます。
繰	λ	金	今後も料金収入での運営が困難なことから、現行どおりの償還元金相当額を基準とした繰入を継続することとしています。 また一般会計からの繰入は継続するものの、滞納整理の強化やコスト削減など、経営改善も併せて取り組んでいく必要があります。
	の有効活用等(*2)によ 入 増 加 の 取	る組	特記事項はありません。
そ	の他の取	組	滞納整理業務(給水停止措置を含む)に引き続き取り組んでいきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経 営 戦 略 の 事 後 検 証 、 改 定 等 に 関 す る 事 項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行うとともに、水道事業との会計統合後(法適化後)には改めて経営戦略を策定します。	
--	---	--

投資·財政計画 (収支計画)

∓円,%)	令和12年度	22,864	14,728	14,723		5	8,136	7,200	936	22,864	21,100	100		21,000	1,764	264		1,500		34,688	14,000		18,688					2,000	34,688	16,000		18,688					
(単位:千円	令和11年度	22,943	15,025	15,020		2	7,918	7,200	718	22,943	21,100	100		21,000	1,843	343		1,500		40,406	20,000		18,406					2,000	40,406	22,000		18,406					
	令和10年度 	23,024	15,322	15,317		2	7,702	7,200	205	23,024	21,100	100		21,000	1,924	424		1,500		31,941	12,000		17,941					2,000	31,941	14,000		17,941					
	令和9年度	23,104	15,628	15,623		2	7,476	7,200	276	23,104	21,100	100		21,000	2,004	504		1,500		31,610	12,000		17,610					2,000	31,610	14,000		17,610					
	令和8年度	23,183	15,944	15,939		5	7,239	7,200	39	23,183	21,100	100		21,000	2,083	583		1,500		29,902	11,000		16,902					2,000	29,902	13,000		16,902					
	令和7年度	23,463	16,260	16,255		2	7,203	7,200	3	23,262	21,100	100		21,000	2,162	662		1,500	201	31,634	13,000		16,634					2,000	31,634	15,000		16,634					
	令和6年度	23,788	16,585	16,580		5	7,203	7,200	3	23,341	21,100	100		21,000	2,241	741		1,500	447	32,322	14,800		15,522					2,000	32,322	16,800		15,522					
Ì	令和5年度	24,123	16,920	16,915		2	7,203	7,200	3	23,418	21,100	100		21,000	2,318	818		1,500	705	32,214	16,400		13,814					2,000	32,214	18,400		13,814					
	令和4年度	24,458	17,255	17,250		2	7,203	7,200	3	23,494	21,100	100		21,000	2,394	894		1,500	964	27,242	14,700		10,542					2,000	27,242	16,700		10,542					
	本年度	32,3	18,773	18,768		5	13,603	7,200	6,403	30,7	28,350	185		28,165	2,373			1,350	1,653	39,624	27,700		8,924					3,000	44,560	35,636		8,924					△ 4,936
	斯 斯 第 第 以		18,856			9	4,083	3,955	128		21,213			21,213	1,476	1,042		434	250		2,900		15,536					1,614	16,344	8,280		8,064					3,706
	前々年度(決算)	17,839	17,523	17,523			316	138	178	15,002	13,887			13,887	1,115	1,115			2,837	9,401	2,300		7,101							2,331		7,239					Q 169
	赿	(A) 禁			収益(C)		以 は	入 金	他	(D) 出		卢	職手当		費用用		入金利息	色	(D) (E)	(F)		準化債	助金		¥	助	担金	他) 田	良費	給 与 費	(H) 要	化債償還金	返	Ħ	他	(I) (5)
	#		计		圭		外	計繰	0		費	粉		Ø	外	払利	一時借	6	-(A)	的収			- 補			(当	負		的支	改	ち 職 員	價 還 金 (H)	資本費平準	亜	くの総	0	(F)–(G)
		孙	業		受 託		無	他给	7	費	業	職員	う	5	業	本	うち	4		и		5 資本		∜ ∤	巡	都道	圭			訟		方 債		: 計長期			. 差 引
	\$	総	回	7	1	Ţ	2)	7	7	総	二) 定	7		1	2)	<u>~</u>		7	収支	資	_	いち	2) 律	争	田				烫			2) 推		他	他	4	収支
	M	-	(1)	숙 ‡	4名	<u> </u>	(2)		坩	2	(1)	A A	相	支	文(2)	<u></u>			3	1	(1)	Ķ	(<u></u>	(3)		<	(9) *	(7)	2	(1) 工		大 	4 2		(4)	(5	ဗ

様式第2号(法非適用企業)

投資·財政計画 (収支計画)

					Ì) 唐)	(単位:千円,%)
年 度	前々年度	前年度	-		1	-	1	1	1	1	1	1
文 次	(決算)	(決 知 以	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
(E)+(I) (∩)	2,668	3,956	△ 3,283	964	705	447	201					
横 立 金 (K)		18	1,659	964	705	447	201					
前年度からの繰越金 (L)		1,004	4,942									
卅												
I)-(T)+(X)-(C)	1,004	4,942										
年度へ繰り越すべき財	1,000	4,936										
質 収 支	4	9										
(N)-(O)	(
赤字比率 (<u>Q)</u> ×100)												
(001× (H)+(Q)) 率 汨 至 孙 妈 栞 孙	80.21	74.59	81.66	71.86	64.79	61.21	58.81	57.83	56.75	56.20	55.49	55.03
地方財政法施行令第16条第1項により算定した (R) 資 金 の 不 足 額 (R)												
営業収益 — 受託工事収益 (B)-(C) (S)	17,523	18,856	18,773	17,255	16,920	16,585	16,260	15,944	15,628	15,322	15,025	14,728
地方財政法による ((R)/(S)×100) 資金不足の比率 (R))											
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)	(
健全化法施行規則第6条に規定する (U)解 消 可 能 資 金 不 足 額												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)	17,523	18,856	18,773	17,255	16,920	16,585	16,260	15,944	15,628	15,322	15,025	14,728
健全化法第22条により算定した ((T)/(V)×100) 資 金 不 足 比 率	(
他会計借入金残高 (W)	(
方 債 残	102,339	97,175	115,951	120,109	122,695	121,973	118,339	112,437	106,827	100,886	102,480	97,792
		•	•	•	•				•			(単位:千円)
年 度	前々年度	1								+		
文 次	((元)	★ 英	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	138	3,955	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
基準内	₹ 138	127	117	106	96	84		61	49	37	25	13
うち基準外繰入	A)-J	3,828	7,083	7,094	7,105	7,116	7,128	7,139	7,151	7,163	7,175	7,187
	7,101	15,536	8,924	10,542	13,814	15,522	16,634	16,902	17,610	17,941	18,406	18,688
輸入		597	982	666	1,018	1,036				1,114	1,134	811
<u>・</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		14,939	7,942	9,543	12,796	14,486				16,827	17,272	17,877
	7,239	19,491	16,124	17,742	21,014	22,722	23,834	24,102	24,810	25,141	25,606	25,888